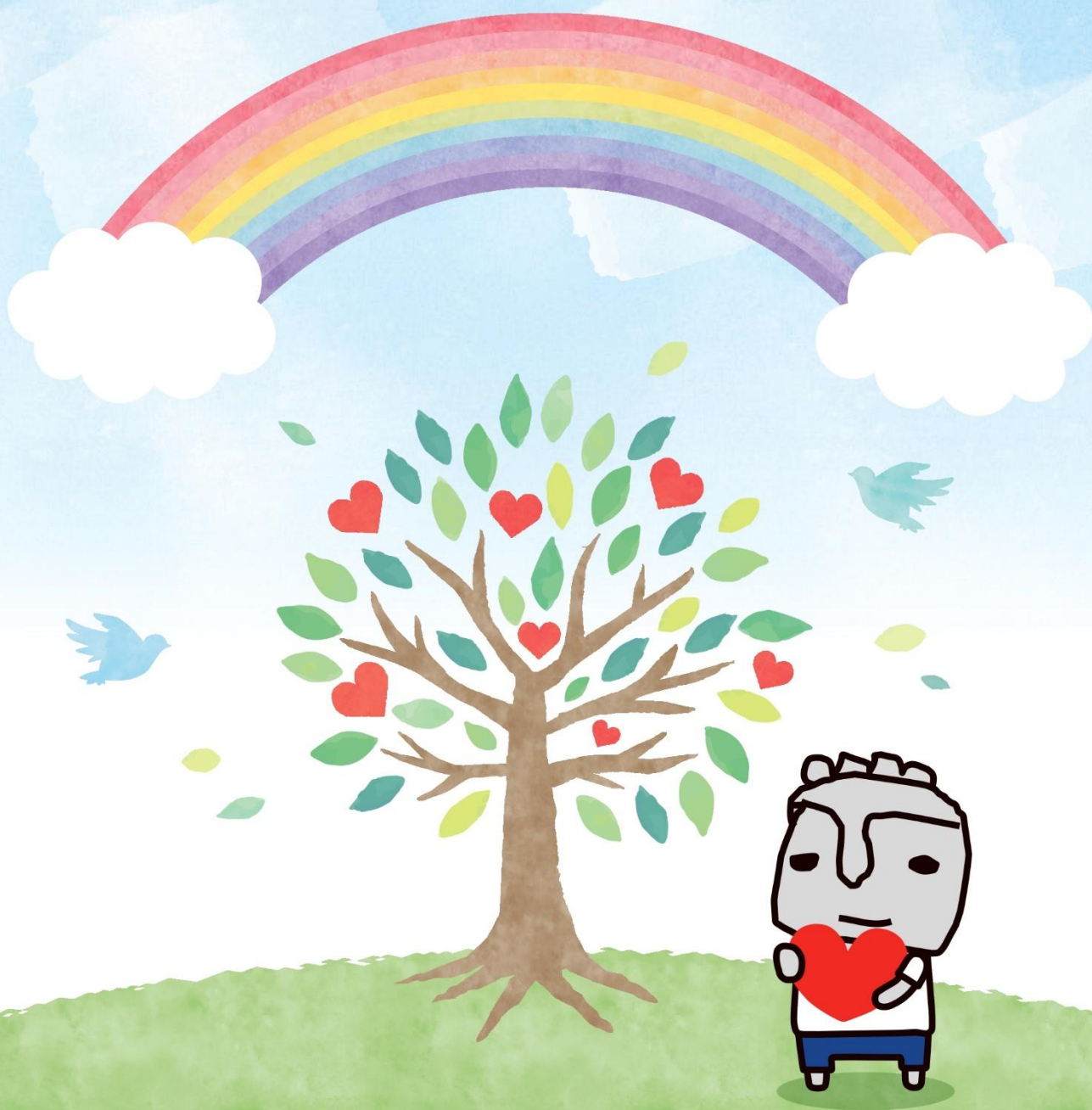


第3次
臼杵市人権教育・
人権啓発推進基本計画
【概要版】



2026(令和8)年3月
臼杵市

少子高齢化と人口減少、情報化の進展により、価値観の多様化やグローバル化が進み、人権問題は複雑化しています。ひとりひとりの「差別されない権利」を守るためには、社会的多数者(マジョリティ)側に属する人々が、無自覚に享受している優遇や恩恵に気づき、差別を「自分ごと」として捉えることが重要です。

ひとりひとりの人権を大切にして差別のない社会を実現するため、これまでの人権教育・啓発の取組を発展的に継承し、社会情勢の変化に対応した「第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画」を策定しました。



1

第3次基本計画の基本理念

本市における人権教育・啓発を推進するため、以下4つの基本理念を定めました。

基本理念

「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会」の実現

「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」の実現

「差別や不合理な^{かくさ}較差の解消に向けて取り組む社会」の実現

「ひとりひとりが多様な価値観と生き方を認め合う社会」の実現

2

計画の期間

第3次基本計画は、2035(令和17)年度までの10年間の計画です。5年に一度、臼杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査を実施し、臼杵市人権施策実施計画に反映します。

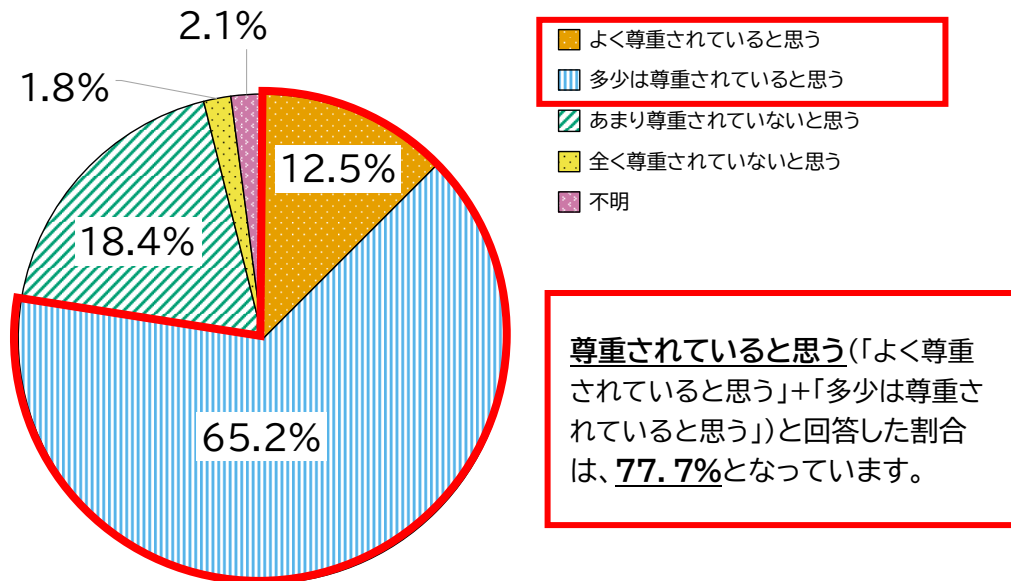
(年度)

	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)	2034 (令和16)	2035 (令和17)
基本計画	第3次 10年										
実施計画	第3期(前期) 5年					第3期(後期) 5年					
市民意識調査	公表				調査	公表				調査	公表

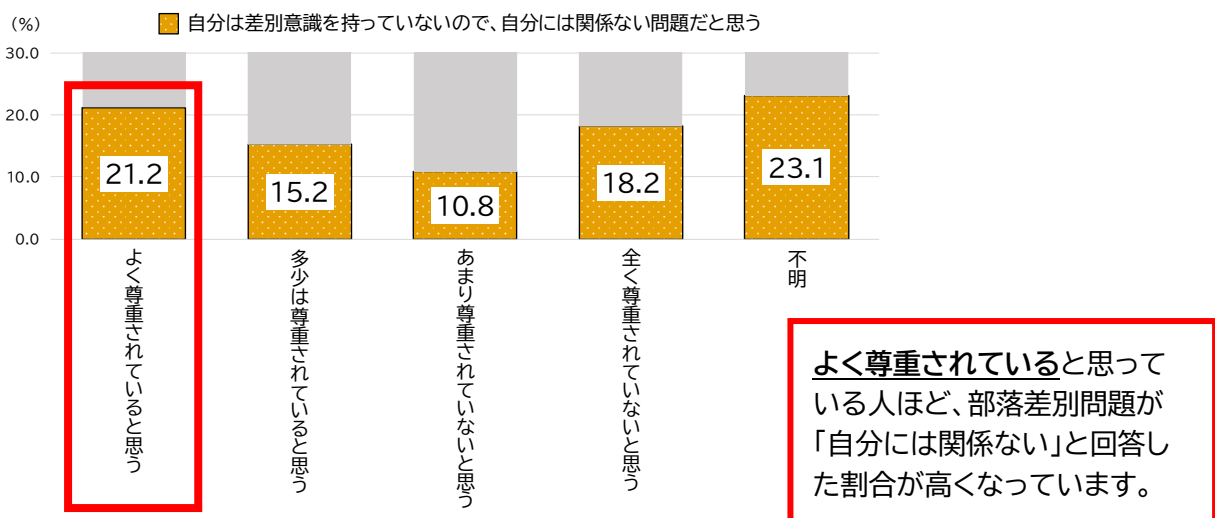
2024(令和6)年度臼杵市人権・部落差別問題に関する 市民意識調査結果

2024(令和6)年度の市民意識調査結果では、「日本は人権が尊重されている社会だと思う」と77.7%の回答者が認識しており、「人権が尊重されている」と回答した人ほど「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」と回答した割合が高い傾向にありました。

■下記のグラフは、日本社会における人権の尊重度についての回答割合を示しています。



■下記のグラフは、「人権の尊重度」の認識別に、部落差別問題(同和問題)について「自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う」と回答した人の割合を示しています。



「人権がよく尊重されている」「自分は差別意識を持っていない」と思うのは、社会的多数者であることの特権(マジョリティ特権)を無意識に享受しているからかもしれません。そのことに気づき、自分とは異なる立場にある人の気持ちに目を向けることが大切です。



4

あらゆる場を通じた人権教育・啓発

市民ひとりひとりが人権に関する正しい知識と人権感覚を身につけられるよう、下記に挙げるあらゆる場において、人権意識を高める環境づくりを進めます。

就学前教育

- ・認定こども園等において、命の大切さ、思いやりの心の育成
- ・保護者への人権教育・啓発の推進
- ・保育関係者の人権意識の向上と連携

学校教育

- ・学校教育指導方針に基づく人権教育の推進
- ・児童生徒が「差別を見抜き、差別を許さない」実践力の育成
- ・教職員の研修の充実

社会教育

- ・人権関係資料の充実や指導者の養成・派遣
- ・公民館等を拠点とした学習・啓発活動の推進
- ・地域の実情に応じた研修や学習機会の充実

家庭・地域

- ・家庭の中で人権を大切にできる心が育つ環境づくり
- ・地域の課題を共有し、人権の視点を取り入れた活動へ
- ・研修や情報提供を通じて保護者や地域住民の学びを支援

企業・ 事業所

- ・従業員の人権研修や社会への人権啓発の取組の推進
- ・様々な人権問題に関する情報共有、資料提供、講師派遣等の実施
- ・公正な採用選考や任用の推進

人権に関係の深い職業に従事する者

市職員	階層別や職場ごとの研修を継続実施し、正しい知識の習得と対応力向上
教職員	研修内容や手法の充実を図り、資質と実践力のさらなる向上
医療・福祉関係者	研修や事例検討を通じた倫理観や実践力の向上

5

効果的な人権教育・啓発の推進

市民ひとりひとりが人権に関する正しい知識を確実に身につけ、日常生活の中で自然に人権を尊重する行動ができるよう、下記の効果的な人権教育・啓発を推進します。

学習機会の拡大・充実

知識の習得に加え、参加体験型学習を導入し、人権感覚を育てます。教材の更新・共有体制の整備を進め、家庭・学校・地域などが連携し、誰もが学び合える環境づくりを進めます。

情報の提供と啓発の工夫

市民ひとりひとりが人権を「自分ごと」として捉えられるよう、身近な事例などを活用したわかりやすい情報提供に努めます。

連携の促進

様々な人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と密接に連携しながら、人権教育・啓発に関する施策の情報共有を推進していきます。

6

相談・支援体制の充実

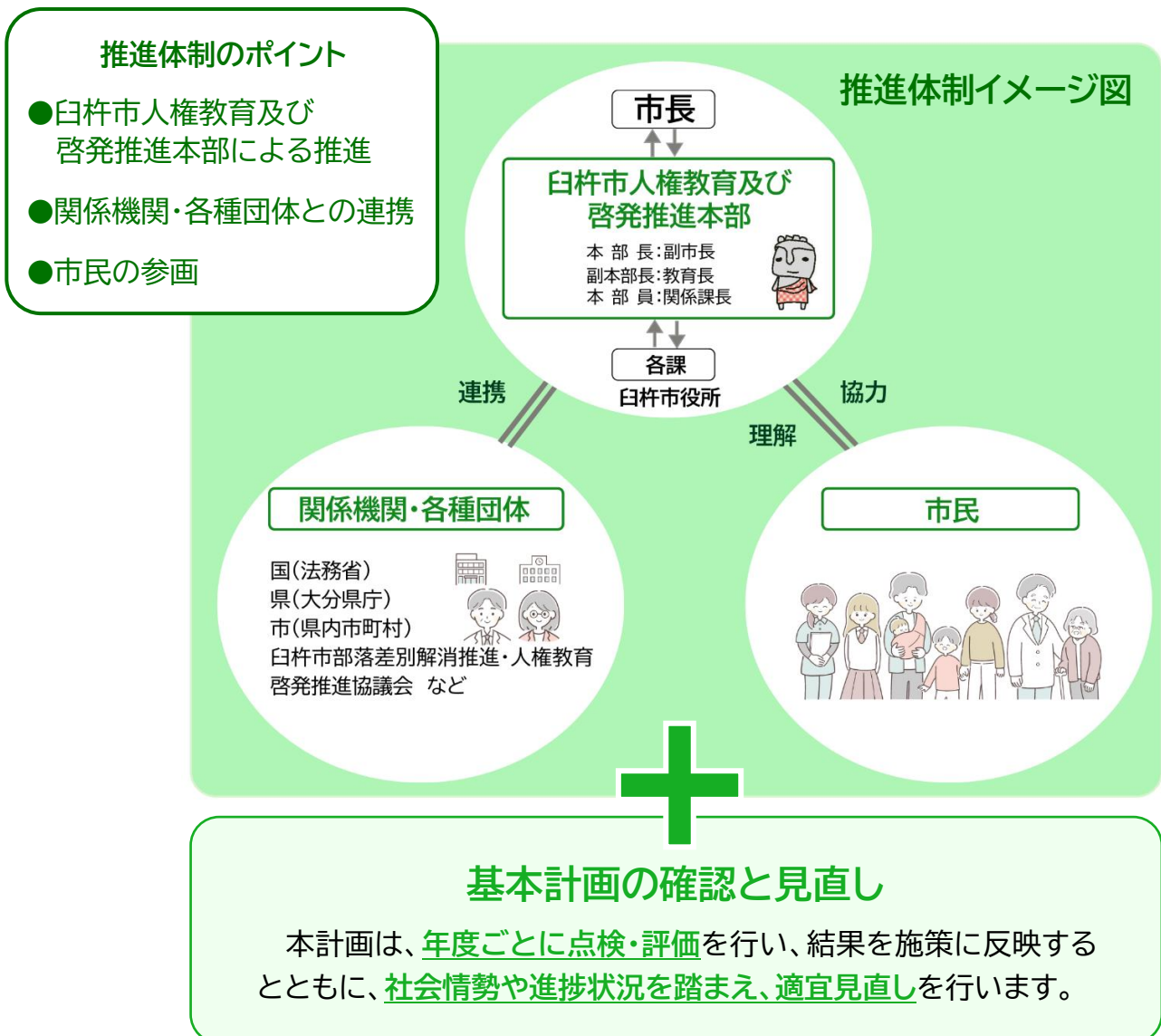
本市では総合案内の窓口において、行政・法律・福祉・教育等の様々な相談に応じ、担当課や関係課と連携して対応しています。

様々な人権問題が顕在するなか、市民からの通報等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、関係機関との連携を強め、誰でも相談しやすい体制の充実を図ります。相談内容の傾向等を分析し、課題の早期把握と再発防止につなげます。

7

計画の推進体制

人権教育・啓発の推進にあたっては、「臼杵市人権教育及び啓発推進本部」を中心に、市民のニーズを十分に把握しながら、全庁的な取組を行います。また、国、県及び県内市町村、各種団体等との連携を図り、総合的な体制による人権施策を推進します。さらに、各施策を効果的・効率的に実施するため、市民に広く理解してもらい、ともに協力して推進します。



第3次基本計画に定める以下の各人権問題について、施策の方向性を示します。

実際には複数の人権問題が重なり合う複合差別により、深刻な差別につながる場合があることを考慮し、総合的かつ効果的に取組を進めることが求められます。

第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画

1 課題横断的な人権問題（インターネット上の人権侵害）

2 部落差別問題（同和問題）

3 女性の人権問題

4 こどもの人権問題

5 高齢者の人権問題

6 障がいのある人の人権問題

7 外国人の人権問題

8 感染症患者等の人権問題
HIV感染症／肝炎／ハンセン病／新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等

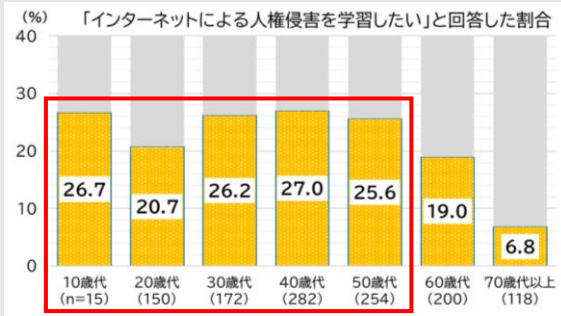
9 性の多様性に関する人権問題

10 様々な人権問題
プライバシーをめぐる問題／犯罪被害者やその家族／災害時／アイヌの人々／刑を終えて出所した人／路上生活者／公益通報者／職場におけるハラスメント

1. 課題横断的な人権問題(インターネット上の人権侵害)

現状と課題

- 情報技術やAI(人工知能)の発展が進む中、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。
- 「インターネットによる人権侵害を学習したい」と回答した割合が10~50歳代で高く、関心が高まっています。

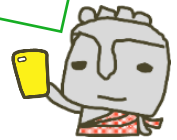


出典: 2024年度臼杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査

施策の方向性

- (1)インターネット利用に関する教育・啓発の推進
- (2)インターネット掲示板等の監視
- (3)相談・支援体制の充実

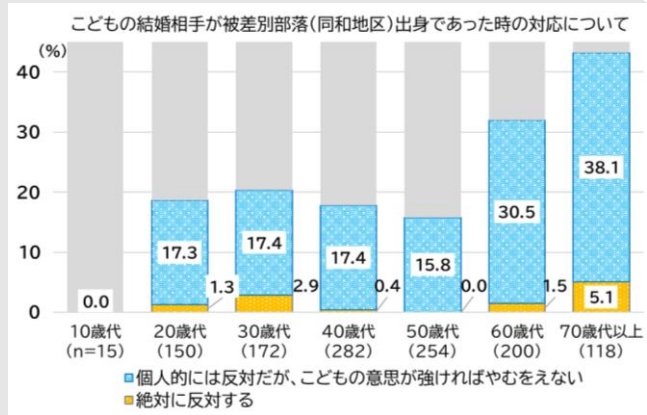
臼杵市では学校・家庭・地域が連携し、誰もがインターネットを安全に正しく利用するための取組を推進します。



2. 部落差別問題(同和問題)

現状と課題

- こどもの結婚相手が被差別部落出身と知った時に反対する人が一定程度いることから、依然として心理的差別の解消は進んでいない現状があります。
- 部落差別問題に関する学習経験の少なさが、部落差別問題への理解の低下に影響を及ぼしています。

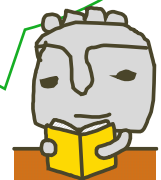


出典: 2024年度臼杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査

施策の方向性

- (1)人権意識の普及、高揚のための啓発
- (2)教育の充実
- (3)地域住民の生活と社会福祉の向上
- (4)相談体制の充実
- (5)公正な採用選考の推進
- (6)えせ同和行為の排除

ひとりひとりが部落差別問題について正しく理解し、就学前教育・学校教育・社会教育での段階的な取組を進め、部落差別のない社会の実現を目指します。

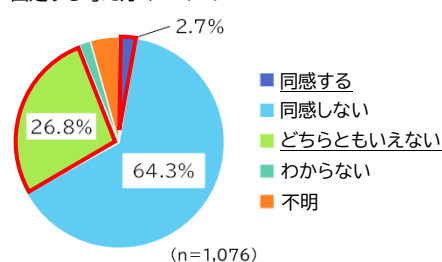


3. 女性の人権問題

現状と課題

- 日本のジェンダー・ギャップ指数※は118位／148か国(2025(令和7)年)と低い状況です。
- 性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」「どちらともいえない」と回答した割合が一定数あり、固定的な役割分担を容認する意識や性差別的な意識を持っている可能性があります。

「男は仕事、女は家庭」などという「性別によって役割を固定する考え方」について



出典：2023年度臼杵市男女共同参画社会づくりのための意識調査

※「ジェンダー・ギャップ指数」=各国における男女格差を数値化したもので、世界経済フォーラムが毎年公開している。

施策の方向性

- (1)男女共同参画に向けた意識改革
- (2)男女の活躍の推進
- (3)安全・安心な暮らしの実現

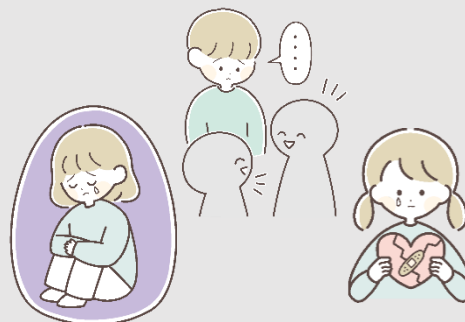
すべての人々が互いを認めあい、自分らしく、いきいきとした暮らしを実現するための取組を推進します。



4. こどもの人権問題

現状と課題

- 学校でのいじめや不登校、家庭での児童虐待、ヤングケアラー等、子どもや子育て世代を取り巻く環境は変化しています。
- インターネットの普及に伴い、ネットいじめや有害情報による子どもへの悪影響への懸念が続いています。



施策の方向性

- (1)こどもの人権を尊重する教育・啓発の推進
- (2)子育て支援環境の整備
- (3)いじめ・不登校児童生徒に対する取組の充実
- (4)きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援
- (5)子ども等の意見の反映

子どもが自立した個人として、ひとしく健やかに成長できるように、こどもの権利擁護の推進を図るための取組を進めます。



5. 高齢者の人権問題

現状と課題

- 認知症高齢者数の増加等による介護負担が懸念されています。
- 高齢者を対象とした特殊詐欺の被害は増加しており、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数も増加しています。



出典：厚生労働省「令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成

施策の方向性

- (1)地域の支え合いと高齢者の生活を支える体制の整備
- (2)健康づくりと介護予防の推進
- (3)虐待防止対策・権利擁護の推進
- (4)認知症施策の総合的・計画的な推進
- (5)孤独・孤立支援

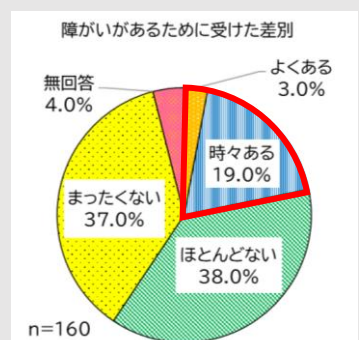
高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。



6. 障がいのある人の人権問題

現状と課題

- 障がいに対する理解の不十分さや環境整備の遅れが生じています。
- 障がいのある人への差別について、22.0%の障がいのある人が「(差別を受けることが)よくある」「時々ある」と回答しています。



出典：「障がいがあっても暮らしやすい白杵市へ向けてのアンケート」2020年12月

施策の方向性

- (1)障がいや障がいのある人への理解及び交流の促進
- (2)就労、社会参加の促進
- (3)障がいのある人の虐待防止と権利擁護の推進
- (4)様々な支援と相談支援体制の充実
- (5)バリアフリー化の促進

障がいのある人もない人も互いに尊重し、ともに支え合いながら心豊かに暮らすことのできる社会をつくるための取組を推進します。

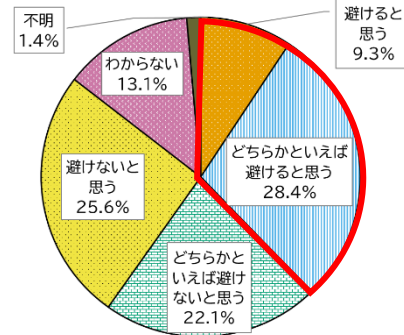


7. 外国人の人権問題

現状と課題

- 外国人観光客や外国人住民が増加しています。
- 2024(令和6)年度に実施した市民意識調査では、回答者の約4割が、住居を選ぶ際に外国人住民が多く住んでいる地域を避けると思うと回答しており、外国人住民への理解促進や共生意識の醸成が課題となっています。

「住居を選ぶ際、近隣に外国籍住民が多く住んでいることにより避けると思うか」



出典：2024年度白杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査

施策の方向性

- (1)外国人理解のための教育・啓発
- (2)多文化共生の推進
- (3)情報提供・生活相談・支援の充実
- (4)福祉・医療サービスの充実

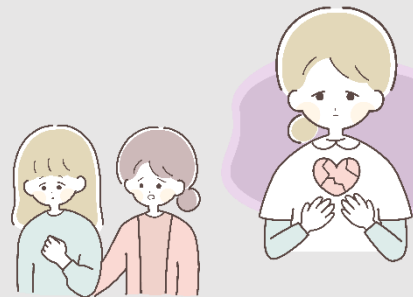
市民ひとりひとりが、本市を訪れる外国人や外国人住民とともに、互いのアイデンティティを尊重しながら快適に暮らせるための取組を推進します。



8. 感染症患者等の人権問題

現状と課題

- 医療技術の進歩や医療体制の整備が進む一方、感染症や精神疾患等に関する正しい知識や理解が十分普及していません。
- 事実と異なる情報により、感染者やその家族、ワクチン未接種者、医療従事者への差別や偏見が見られます。



施策の方向性

- (1)HIV感染症に関する正しい情報提供の促進
- (2)肝炎に関する正しい知識の普及・啓発
- (3)ハンセン病に関する啓発活動、遺族補償金制度の周知
- (4)新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ等に関する差別防止の啓発活動と相談体制の充実

感染症患者等に対する偏見や差別意識の解消のため、市民への正しい知識の普及活動や教育・啓発活動を推進します。



9. 性の多様性に関する人権問題

現状と課題

- 多様な性の在り方を認める意識は高くなってきましたが、具体的な行動面においては限定的であることが指摘されています。
- パートナーシップ制度の普及により認知度の高まりが期待される一方で、アウトティング行為への不安から、宣誓や受領証の提示をためらう人もいることが懸念されます。

白杵市パートナーシップ 宣誓制度

申請の方法は
こちらから

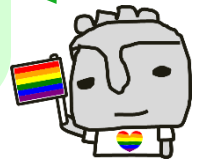


施策の方向性

- (1)性の多様性への理解促進
- (2)性的少数者の困りごとの解消や環境整備
- (3)性の多様性に関する条例やパートナーシップ宣誓制度の周知・啓発

多様な性を尊重する考え方「SOGI(ソジ)」※に基づき、性的少数者への差別意識や偏見の解消に向けた取組を推進します。

※「SOGI」=ソジ。Sexual Orientation and Gender Identity(性的指向とジェンダーアイデンティティ〔性自認〕の略)



10. 様々な人権問題

現在の日本社会には、これまで述べてきた各分野の人権問題の他にも、下記のような人権問題があります。変化する社会情勢の中で新しい人権侵害が意識され、市民の関心も高まってきています。これらの人権問題についても、知識や理解を深め、関係機関等と連携して対応していく必要があります。

(1)プライバシーをめぐる問題

- 個人情報保護法の基本的な考え方に基づき、個人情報の有用性に配慮しながら、官民一体となって個人情報の保護に取り組めます。

(2)犯罪被害者やその家族の人権問題

- 犯罪被害者等が受けている人権侵害に対する理解や、犯罪自体を未然に防ぐための取組について考える機会を、市民に対して提供します。

(3)災害に伴う人権問題

- 災害時の人権への配慮について、市民ひとりひとりの関心と認識を深めるための啓発活動や体制づくりを進めるとともに、防災における女性の参画の拡大・促進に取り組めます。

(4)その他の人権問題

- アイヌの人々、刑を終えて出所した人、路上生活者、公益通報者、職場における様々なハラスメント
- さまざまな立場にある人々の人権が尊重される社会の実現をめざし、正しい知識と理解を深める教育・啓発を進めます。

みんなの人権110番

☎0570-003-110

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

- 一部のIP電話等からは利用できない場合があります。
- 秘密は守ります。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

こどもの人権110番

☎0120-007-110

- 通話料無料
- いじめ、不登校、体罰、その他こどもの人権に関するもの等

インターネット人権相談受付窓口

法務省インターネット人権相談

検索

- インターネットでも人権相談を受け付けています。
- パソコン、スマートフォン、携帯電話からご利用になれます。
- アドレス <https://www.jinken.go.jp/>
右の二次元コードを読み込んでご利用ください。



第3次臼杵市人権教育・人権啓発推進基本計画
概要版

2026(令和8)年3月 発行

発 行 者： 臼杵市役所 部落差別解消推進・人権啓発課
電 話 番 号： 0972-63-1111(代表)
ホームページ： <https://www.city.usuki.oita.jp/>

